

規 則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会規則第二十三号

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則

(学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第一条 学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成七年埼玉県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第二条の二中第一項を削り、同条第二項中「第四条第一項ただし書」を「第四条第三項」に、「同条第三項の規定により」を「週休日(同条第一項に規定する週休日をいう。以下同じ。)」のほかに勤務時間を割り振らない日を設け、又は「に、「日曜日及び土曜日に加えて設ける週休日(同条第一項に規定する週休日をいう。以下同じ。)」を「週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」に、「第二条の七」を「第二条の六」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「週休日」の下に「のほかに勤務時間を割り振らない日」を加え、同項を同条第二項とする。

第二条の三中「県教育委員会規則」を「埼玉県教育委員会規則(以下「県教育委員会規則」という。)」に改め、「として教育委員会」の下に「(条例第二条第一号に掲げる学校職員については埼玉県教育委員会(以下「県教育委員会」という。))を、同条第二号に掲げる学校職員については市町村の教育委員会をいう。以下同じ。)」を加える。

第二条の四第一項第一号中「四時間三十分以上」を「二時間以上四時間以下の時間の範囲内で教育委員会が定める時間以上の時間」に改め、「条例第四条第一項の規定による」及び「(第二条の二第二項の規定による週休日を除く。)」を削り、同項第二号中「午前十時から午後三時十五分まで」を「午前九時から午後四時まで」に、「除く」を「除き、前号の規定により教育委員会が定める」に改め、「共通する」の下に「連続した」を加え、同項第三号中「午前七時」を「午前五時」に改め、同項第四号中「第二条の二第一項各号に掲げる学校職員の」を削り、「同条第二項」を「第二条の二第一項」に改め、「週休日」の下に「のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」を加え、「四時間三十分」を「二時間」に改め、同条第三項中「場合」の下に「又は当該勤務時間を割り振ることが育児、介護等の事情により必要と認められる場合」を加える。

第二条の五第一項中「(第二条の二第一項各号に掲げる学校職員の申告にあつては、同条第二項及び前条)」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項の」を「前項の」に改め、「週休日」の下に「のほかに勤務時間を割り振らない日」を加え、同項第二号中「第二条の二第二項」を「第二条の二第一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「割振り及び週休日」の下に「のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」を加え、同項第一号中「の始業若しくは終業の時刻及び設けられた週休日」を「及び設けられた週休日のほかに勤務時間を割り振らない日」に、「始業若しくは終業の時刻及び週休日」を「割振り及び週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」に改め、同項第二号中「、及び週休日」の下に「のほかに勤務時間を割り振らない日」を加え、同項を同条第三項とする。

第二条の六を削る。

第二条の七中「、四週間(四週間では適正に勤務時間の割振りを行うことができない場合として県教育委員会が人事委員会と協議して定めるところにより、一週間、二週間又は県教育委員会が人事委員会と協議して定めるところにより、三週間)とする。ただし、第二条の二第一項各号に掲げる学校職員に係る条例第四条第一項ただし書の規定に基づく週休日及び同条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りについては」を削り、同条を第二条の六とする。

第三条中「第六条」を「第六条第一項」に改める。

第四条第一項中「第六条」を「第六条第一項(同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」に、「同条」を「同条第一項」に改め、同条第二項中「週休日の」を「週休日等の」に、「(条例第六条)」を「(条例第六条第一項)」に改め、「を週休日」の下に「又は週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」を加え、「を同条」を「を同項」に、「(同条)」を「(条例第六条第一項)」に、「を条例第六条」を「を同項」に、「又は第六条」を「又は第六条第一項」に改める。

第四条の二第一項中「、条例第七条第二項の定めるところに従い」を削り、「とする場合には、あらかじめ、」を「が、校務の正常な運営を妨げないと認める場合には、条例第七条第二項の定めるところにより」に、「とする学校職員の範囲及び当該学校職員に対する休憩時間の与え方について明示するものとする」を「ができる」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定に関し必要な事項は、県教育委員会が定める。

第五条第一項中「(次項に規定する場合を除く。)」を削り、同条第二項中「第四条第一項ただし書」を「第四条第三項」に改め、「週休日」の下に「のほかに

勤務時間を割り振らない日」を加え、「（同条第三項の規定により勤務時間を割り振る学校職員に係る場合に限る。）、同条第三項の規定により」を「、及び」に、「又は週休日」を「又は週休日等」に改める。

第十条第一項、第十一条第一項及び第四項中「週休日」の下に「、週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」を加える。

第十二条第一項第二十五号ハ中「第二号に掲げる事業」を「の子どもの学習・生活支援事業」に改める。

第十三条第二項及び第十九条中「週休日」の下に「、週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」を加える。

第二十二条第二項第十三号を第十四号とし、第二号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 前号に定める以外の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇 一の年度のうち十日の範囲内の期間

第二十二条第三項第一号中「休暇」の下に「のうち、一の年度において通算して十日を超えて療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇」を、「期間」の下に「（ただし、前項第二号に定める期間に引き続いて取得する場合には、九十日から当該期間において取得した休暇の日数を除いた日数の範囲内の期間）」を加え、同項第五号中「小学校就学の始期に達するまでの」を「九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある」に、「当該子の看護のため」を「次に掲げる場合において、」に改め、同号に次のように加える。

イ その子の看護を行う場合

ロ その子が在籍する学校等が実施する行事に出席する場合

ハ その子が在籍する学校等の全部又は一部が感染症の予防上必要があることにより臨時に休業となることその他これに準ずる事由により、その子の世話を行う必要がある場合

第二十二条第六項中「第二項第十一号、第十二号及び第十三号」を「第二項第十二号、第十三号及び第十四号」に改め、「であって、六月以上の任期が定められているもの又は六月以上継続勤務しているもの」を削り、同条第七項中「第三項第一号」を「第二項第二号及び第三項第一号」に改める。

（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第二条 学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（令和五年教育委員会規則第十九号）の一部を次のように改める。

附則第二項及び第三項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。